

Q37

Ans.

死亡した貯金者(被相続人)名義の貯金等の扱いはどうなるのですか。

貯金者(被相続人)の死亡時点で、相続人^(注)に権利が承継されるという考え方を前提にし、貯金者(被相続人)の死亡日が農水産業協同組合の破綻(保険事故)日の前か後か、及び遺産分割が終了(相続分が確定)しているか否かで取扱いが異なります。

(注) 相続人のあることが明らかでないとき(民法第951条参照)は、死亡者個人の貯金等として名寄せされます。

① 破綻(保険事故)日前に死亡していた場合

相続分が確定しているときは、各相続人の相続分と相続人の他の貯金等とが合算され、保険の対象となる貯金等のうち、決済用貯金は全額、それ以外の貯金等については各相続人ごとに元本1,000万円までとその利息等の合計額が付保貯金額となります。

一方、各人の具体的な相続分が未確定である場合には、相続人名義の貯金等のみで名寄せを行い、付保貯金額を仮に算定します。その後、同相続分が確定したところで、これを含め改めて相続人ごとに付保貯金額を算定し直しますので、その範囲内で貯金等の払戻しを受けることができます。

② 破綻(保険事故)日後に死亡した場合

死亡した貯金者(被相続人)の貯金等として名寄せされ、保険の対象となる貯金等のうち、決済用貯金は全額、それ以外の貯金等については元本1,000万円までとその利息等の合計額が付保貯金額となります。このように、貯金者(被相続人)名義の付保貯金は、死亡時点でも相続人名義の付保貯金とは別に保護されることを前提に、各相続人が相続分に応じてその権利を承継することになります。

Q38

Ans.

貯金口座名が、旧姓、旧住所、旧社名のままとなっている場合、名寄せはどのように扱われるのですか。

① 名寄せは破綻した農水産業協同組合が把握している貯金者情報によって行われますので、氏名(旧姓等)、住所(旧住所)、社名(旧社名)の変更手続がなされていない貯金等については、変更前の氏名等で付保貯金額の算定が行われることになります。

このため、たとえ付保貯金を有している場合でも、保険金の受取りに必要な保険金支払請求書等が貯金者の手元に届かず、手続が進まなかったり、保険金等の受取りに際して本人確認ができず、支払を保留されることがあります。

なお、保険金の支払期間経過後は、原則として保険金の請求ができなくなります。支払期間が経過して請求できなくなった場合には、貯金保険機構が倒産手続に参加して受け取った配当金相当額を権利者である貯金者に支払いますが、その際に権利者としての確定ができるときは供託することになります。

② このため農水産業協同組合は、貯金者に対して日頃から変更手続を失念しないよう協力を求めていくことが必要ですし、貯金者自身も結婚や引越し等により氏名、住所等の貯金者データに変更が生じていて、まだ農水産業協同組合に届出を済ませていない方は速やかに手続をとっていただきますようご協力をお願いします。

I 貯金等の保護の範囲の概要

II 貯金保険制度のあらまし

III 貯金者データ等の整備

IV 破綻時の付保

V 破綻時に保険金の支払対象となるならない

VI 破綻処理

VII 対応金融危機への

VIII 不良債権の回収と責任追及